⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県伊達郡桑折町役場及び国見町役場

○国土交通省告示第五百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川菊池川水系菊池川改修工事（熊本県山鹿市小原字下津留地内から同市小原字龍宮地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　熊本県山鹿市小原字下津留、字前田、字西の下、字陳内、字北畑及び字龍宮地内

２　使用の部分　熊本県山鹿市小原字下津留、字前田、字正徳寺、字陳内及び字北畑地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県山鹿市小原字下津留地内から同市小原字龍宮地内までの一級河川菊池川水系菊池川（以下「菊池川」という。）左岸の延長1,230ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川菊池川水系菊池川改修工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川菊池川水系菊池川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

菊池川は、阿蘇市に位置する深葉山を水源とし、支川の迫間川、合志川、岩野川等を合わせ菊鹿盆地を貫流し、玉名平野に入り、支川の木葉川及び繁根木川を合わせ有明海に注ぐ、幹川流路延長71㎞、流域面積996㎢に及ぶ河川である。

菊池川は、その流域に菊池市、山鹿市、玉名市等の７市５町を擁する治水上重要な河川であるが、その流域は、年平均降水量が約2,200㎜に達する多雨地域であることなどから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和57年７月の洪水では、死者・行方不明者７名、全半壊家屋17戸、床上浸水家屋1,157戸及び床下浸水家屋2,564戸の甚大な被害が発生したほか、近年では、平成２年７月に観測史上最大規模の洪水に見舞われており、死者１名、全半壊家屋22戸、床上浸水家屋1,159戸及び床下浸水家屋1,068戸の甚大な被害が発生している。

菊池川水系の治水対策は、平成20年３月に菊池川水系河川整備基本方針が、平成23年９月に菊池川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、昭和57年７月の洪水に対応し、基準地点である玉名における河道配分流量3,600㎥／秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年４月に任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令により定められた基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成26年９月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているニッポンバラタナゴ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているカゼトゲタナゴ、ツチフキ、スジシマドジョウ小型種点小型及びオヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアリアケギバチ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ミゾコウジュ及びカワヂシャその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、コイヌガラシ、ミゾコウジュ及びカワヂシャについて、一部の個体が工事による改変区域内に生育することから、専門家の指導助言を受け、移植による保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、熊本県教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。